



63

指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和について

北海道 島牧村



重点番号14:小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し(島牧村)

島牧村について



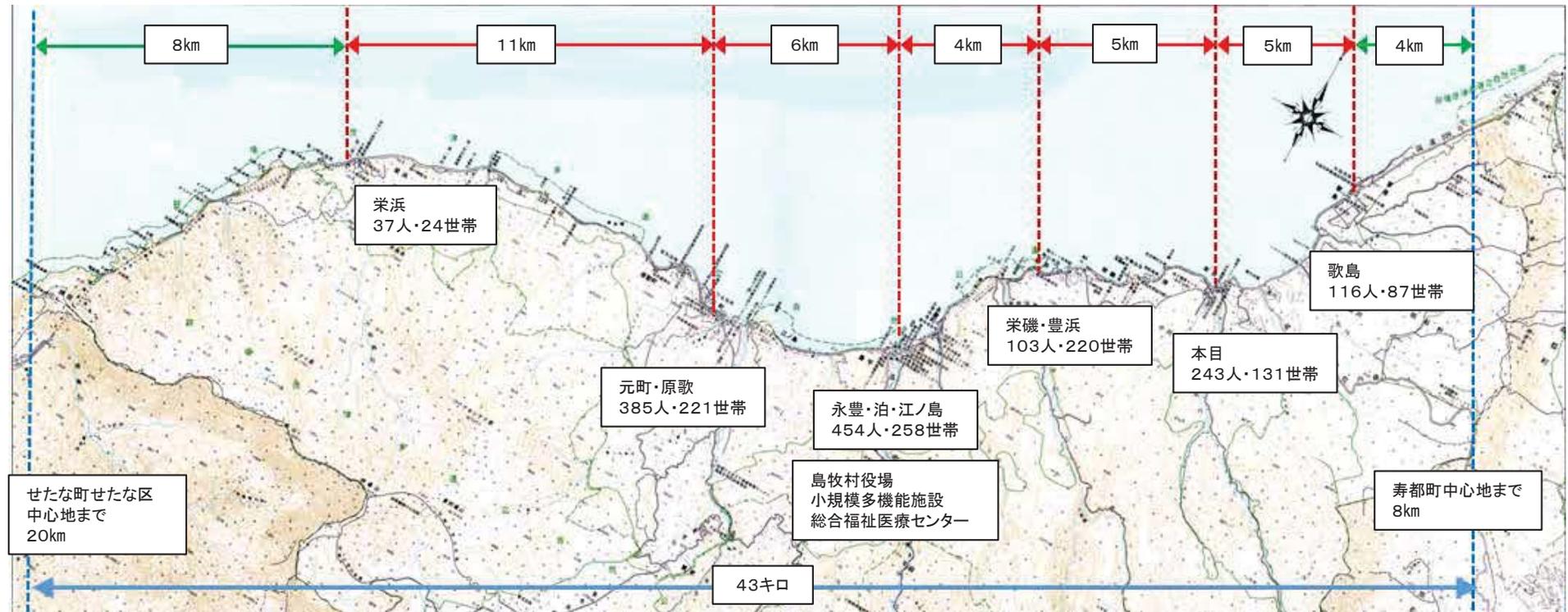
北海道の南西部にある人口1,455人・824世帯(令和元年5月末現在)の漁業を基幹産業とする村で、北東は寿都町、南東は黒松内町、南西は檜山管内せたな町、南南東は今金町、渡島管内長万部町に接し、北西部は日本海に面しており、北海道の政治・経済の中心である札幌市からは167km、道南地域の中心都市である函館市からは176km離れている。

面積は437.3km²、人口密度は3.3人/km²。村内を東西に横断する国道229号線沿いに地区集落が点在し、面的な広がりを持たない。

公共交通機関は寿都町までの民間バス路線が主であり(せたな町へのバス路線はない)、上下線合わせて1日10便の運行となっているが、平成29年12月からは、日曜・祝日の運行が廃止され、隣の寿都町まで村直営で無料バスを運行している。(他はタクシー会社が1社)

そのため、住民の生活の足として自家用車は欠かせないものとなっている。

64



高齢者の現状

【人口の状況】

- 平成24年から29年の6年間で、総人口は251人(14.3%)減少。
- 高齢化率は徐々に上昇し、平成29年には42.2%となっている。
- 前期高齢者と後期高齢者の割合も、後期高齢者の割合が高い状況が続く。

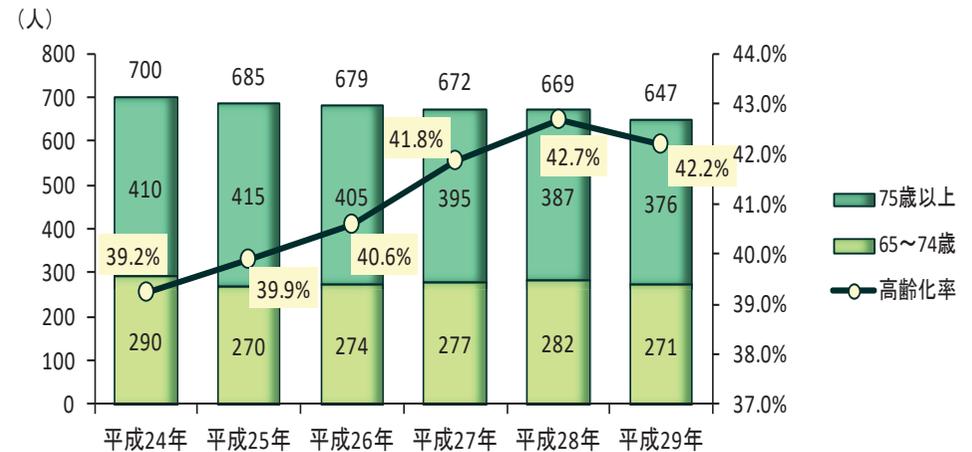
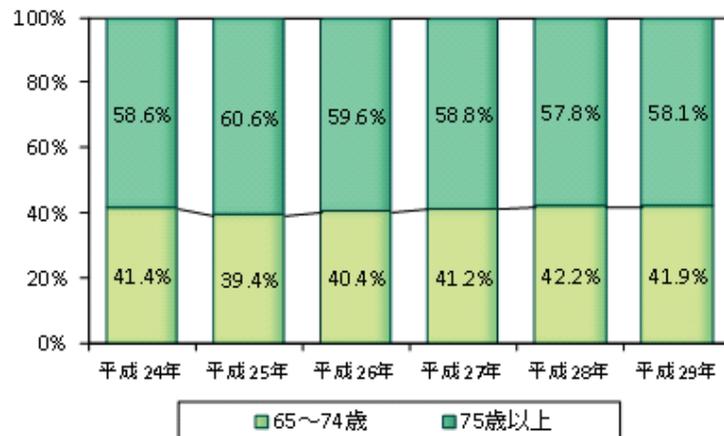
●人口の状況

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	1,785	1,718	1,673	1,606	1,568	1,534
65歳未満	1,085	1,033	994	934	899	887
65歳以上	700	685	679	672	669	647
65～74歳	290	270	274	277	282	271
75歳以上	410	415	405	395	387	376
高齢化率	39.2%	39.9%	40.6%	41.8%	42.7%	42.2%

65

※各データは、島牧村地域保健福祉計画—地域保健福祉計画(平成30年3月)より抜粋

●前期高齢者と後期高齢者の状況



【要支援・要介護認定者の状況】

- 要支援・要介護認定者(以下、「認定者」と略す)は平成25年～29年の5年間で、26人(16.8%)増加。
- 要支援・要介護認定率(被保険者数に対する認定者数の割合)は、上昇を続けており、平成29年には23.8%になっている。
- 認定者を軽度(要支援1・2、要介護1)、中重度(要介護2・3)、重度(要介護4・5)に分類すると、小規模多機能利用の該当となる、軽～中重度者の伸びが顕著であり、施設入所の対象となる重度者は減少傾向にある。
- また、全国や北海道と比較しても、中重度者の割合が高い状態で推移しており、軽度者と重度者は低い結果となっている。

※各データは、島牧村地域保健福祉計画－高齢者保健福祉計画(平成30年3月)及び、厚生労働省介護保険事業状況報告(暫定)より抜粋・作成

● 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援・要介護認定者数	128	139	145	148	154
要支援1	12	9	11	11	19
要支援2	6	12	18	20	20
要介護1	32	32	33	26	28
要介護2	31	36	27	38	30
要介護3	11	13	26	24	32
要介護4	21	25	13	12	11
要介護5	15	12	17	17	14
要支援・要介護認定率	18.7%	20.5%	21.6%	22.1%	23.8%

● 要介護度別の認定者数及び全体に対する割合

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援・要介護認定者数	128	139	145	148	154
軽度者(要支援1・2、要介護1)	50	53	62	57	67
中重度者(要介護2・3)	42	49	53	62	62
重度者(要介護4・5)	36	37	30	29	25

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
軽度者	村	39.1%	38.1%	42.8%	38.5%	43.5%
	道	52.6%	53.7%	54.1%	54.2%	54.1%
	国	47.0%	47.7%	48.0%	47.9%	47.7%
中重度者	村	32.8%	35.3%	36.5%	41.9%	40.3%
	道	27.4%	27.1%	27.0%	27.1%	27.3%
	国	30.6%	30.4%	30.4%	30.5%	30.7%
重度者	村	28.1%	26.6%	20.7%	19.6%	16.2%
	道	20.0%	19.2%	18.9%	18.7%	18.6%
	国	22.4%	21.9%	21.6%	21.6%	21.6%

島牧村における介護事業の現状①

村の介護福祉資源は、平成11年2月開設の総合福祉医療センターと、令和元年6月1日開設の小規模多機能型居宅介護施設「潮の音」に集約されている。(2つの建物は連絡通路で連結されている。)

67



島牧村における介護事業の現状②

小規模多機能型居宅介護施設「潮の音」

●社会福祉法人 徳美会（指定管理者）

事業・サービス名	事業対象者
※小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)	要介護者(登録者)
※通所型サービスA(総合事業における緩和した基準によるサービス)	要支援者
給食サービス事業(配食サービス、村介護予防・自立支援事業)	高齢者・障害者(自力調理困難・必要な支援がない人)
自立ショートステイ事業(村介護予防・自立支援事業)	要介護者を除く高齢者
島牧村地域包括支援センター	高齢者及びその家族等

89

島牧村総合福祉医療センター

●島牧村(福祉課)

事業・サービス名	事業対象者
一歩倶楽部(総合事業における一般介護予防事業)	高齢者
入浴サービス(独自事業)	高齢者(介助が不要な人)

●島牧村社会福祉協議会

事業・サービス名	事業対象者
訪問介護事業所(介護サービス～ヘルパー)	要介護者
訪問型サービス事業所(総合事業における介護予防訪問介護相当～ヘルパー)	要支援者
※元気センター(総合事業における一般介護予防事業)	要介護者を除く高齢者
移送サービス事業(村介護予防・自立支援事業)	高齢者等・障害者等
高齢者見守り訪問事業(独自事業)	高齢者

小規模多機能型居宅介護施設整備決定の経緯

平成25年12月12日、島牧村議会に「地域経済活性化に関する調査特別委員会」(以下「特別委員会」という)が設置され、地域経済や人口減少・少子高齢化などの各種課題に対応すべく、新たな高齢者福祉施設建設計画の協議検討が開始された。

島牧村においても、特別委員会での決定を受け、関係機関による協議検討を開始。「地域密着サテライト型・特別養護老人ホーム」などの施設も並行して検討を重ねたが、介護サービス需要や課題を踏まえ、小規模多機能型居宅介護施設開設が必要との判断に至った。

なお、当初は「認知症対応型共同生活介護」と「サービス付高齢者向け住宅」との3事業合築施設として整備する方針が掲げられていたが、運営委託を予定していた社会福祉法人との協議や、イニシャル・ランニングコスト面を考慮した結果、前述2事業の整備は見送られることとなり、最終的に小規模多機能単独整備となっている。

●当時の介護サービス需要量算定値

通所介護	予防通所介護	短期入所生活介護	訪問介護(要介護)	訪問介護(要支援)
22人(登録数)	10人(登録数)	120人(年間)	10人	5人

●介護サービスに係る課題

① 当時から「特養入所は要介護3以上」が望ましいとされていたが(その後、平成27年の介護保険法改正で「原則要介護3以上」に引き上げられた)、島牧村においては高齢者夫婦や独居世帯など家族等の支援を受けられない高齢者が、比較的早い段階(要介護1~2)での特養・養護老人ホームへ入所するケースが多いという現実問題があった。

その要因として、デイサービスやヘルパーなどを始めとした殆どの在宅介護支援サービス事業所が、土日祝日や年末年始等に休みとなる等、必要な質・量のサービス提供ができていないとは言えず、結果的に在宅生活を続けていくことを困難にしていたことが挙げられており(限界値を下げて)、可能な限り切れ目のないサービスを提供可能とする基盤整備の必要性が議論されていた。

② 短期入所生活介護サービスを受けるために、隣町の寿都町や黒松内町の施設を利用していたが、ともに村(中心部)から30km以上離れていることから移動に係る利用者の身体的負担が懸念されており、村内で短期入所系のサービスが提供できる体制づくりが求められていた。

具体的な支障事例

現状

島牧村では、令和元年6月1日より小規模多機能型居宅介護施設を運営開始しているが、今後において利用登録者が国の基準で定められている29名を超える可能性が高くなり、サービスを必要としている高齢者に不利益を及ぼしてしまう恐れが出てきている。

問題点

訪問介護や短期入所などのサービス需要量は小規模多機能整備計画時に村が想定した範囲内で収まっているが、ここ1～2年の間に通所系サービスを必要とする高齢者が想定を上回って増加しており、今後においてもその傾向が続くことが懸念されている。

小規模多機能サービスを除くと、現状村内で要介護者が利用できる通所系サービスがない状況であるため、村在宅介護福祉の核となる小規模多機能施設の受入機能強化と並行して、「通い」サービスの強化(定員増)が求められる。

次のスライドへ

具体的な支障事例（続き）

問題点（細分）

- 小規模多機能開設以前に稼働していた通所介護事業所の利用登録者が、平成30年4月時点で27名まで増えており、小規模多機能整備計画時に村が想定した通所介護サービス需要量（最大22名）を超える結果となっている。また、過去10年間（H20～H30）の利用状況データではH22年4月に31名が利用した実績が残っている。
- 当村の試算では、要介護認定者の総数・在宅生活者数ともに今後増加していく見込みであり、2035年には、小規模多機能への登録が必要になる高齢者の数も35人程度まで増加する見込みであることから、受け皿拡大の為にサービス量確保が必要となる。
- 現在、村内に拠点を置き介護福祉サービスを担っているのは、社会福祉法人・徳美会と島牧村社会福祉協議会の2事業者のみであり、20年以上、新規の介護福祉サービス提供事業者の参入はなく、今後においても見込めない状況。
- サテライト型小規模多機能型居宅介護施設の活用についても、島牧村の地域特性（人口密度の低さ等）から施設を分散設置することは、費用対効果面や介護人材の確保の点から非効率的であり、介護を始めとした福祉資源を一カ所に集約していくことが求められている。

提案において求める措置と改正による効果

過疎地域であること等、一定の条件を満たした自治体においては、地域密着型サービス及び介護予防サービスの効率的な運営を図るため、指定小規模多機能型居宅介護の登録定員29名を超えて35名(1日当たりの「通い」サービスの定員は現行と同水準のサービス供給を可能とするため18名を超えて21名)まで登録しても、介護報酬の減算(70/100)を行わない。

ここで挙げる一定の条件とは～

- ①地方自治体の全域(又は一部)が過疎(辺地)地域指定を受けていること。
- ②現状及び今後において、新規介護福祉サービス事業者の参入が見込めない状況であること。
- ③小規模多機能の「通い」サービスの上限引き上げ(3名分)に対応した、介護職員等の増員対応が可能であることなど、介護サービスの質を確保すること。

などが考えられる。

72

提案が実現されることで

【村・サービス提供者】

- 小規模多機能型居宅介護のサービスを必要とする高齢者(当村の場合は要介護者)が30人以上となっても介護従事者を増員することなどで受け入れることができ、在宅で生活する高齢者の受け皿としての機能を引き上げることができる。
- サテライト施設の整備に係る経費負担の増大を回避でき、マンパワーの確保も必要最小限の対応でサービス体制の強化が図られ、財政負担が大幅に軽減される。

【高齢者・利用者】

- 小規模多機能の受入枠に余裕が生まれることで、「高齢者及びその家族」が村で在宅生活を継続していくことの不安が軽減される。

【参考資料①】 関連する法令など

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老 健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

1 通則

(6)定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

- ① 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について当該事業所の登録定員を上回る高齢者を登録させている場合、～(略)～ 介護給付費の減額を行うこととし、～(略)～ 定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② この場合の登録者、利用者又は入居者(以下「利用者等」という。)の数は、一月間(歴月)の利用者等の数の平均を用いる。この場合、一月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。
- ④ 市町村長は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が二月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取り消しを検討するものとする。

73 ○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日 厚生省告示第27号)

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法

イ 指定通所介護の月平均の利用者の数 ～(略)～ が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
<p>介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百十九条の規定に基づき都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。第四号のロ(2)及び(3)、第十四号のイの(2)及び(3)並びに第十八号のロの(2)及び(3)を除き、以下同じ。)に提出した運営規定に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

【参考資料②】施設及び職員配置の状況

島牧村総合福祉医療センター

島牧村高齢者生活福祉センター (通所部門・居住部門)

【施設】

設置主体: 島牧村

運営主体: 島牧村及び社会福祉協議会(通所部門)
社会福祉法人 徳美会(居住部門)

開設年月日: 平成11年2月1日

建物構造: 鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積: 通所部門 12,129.75㎡

居住部門 920.14㎡(12部屋)

職員: 福祉課: 9名 社会福祉協議会: 12名

【サービス】

○通所部門

スライド6に記載したサービス等を実施

○居住部門

・入居料(部屋代): 前年の収入に応じて算定。年収120万円以下は0円。以降、4,000円～30,000円

・暖房・入浴施設利用料: 月額 単身 5,000円
夫婦 6,500円

・水道料: 無料

・電気料: 超過料金のみ実費
(1kw当り24.3円 基本料金村負担)

島牧村小規模多機能型居宅介護施設「潮の音」

小規模多機能型居宅介護

【施設】

設置主体: 島牧村

運営主体: 社会福祉法人徳美会(指定管理者)

開設年月日: 令和元年6月1日

建物構造: 鉄筋コンクリート造3階建

建築面積: 898.97㎡

延べ面積: 1階 849.94㎡/2階 834.53㎡/3階 153.10㎡
計1,837.57㎡

職員: 所長1名、事務員1名、介護支援専門員2名、看護師2名、
介護員12名 計18名

【サービス】

○小規模多機能型居宅介護の「訪問」・「通い」・「泊り」サービス

○自立ショートステイ事業など別に村が委託した事業

島牧村地域包括支援センター

設置主体: 島牧村

運営主体: 社会福祉法人 徳美会

開設年月日: 平成27年4月1日

職員: 所長1名・管理者1名・介護支援専門員2名